

しまくとぅば普及関係者各位

沖縄語教育研究 1

県条例「しまくとぅばの日」に関して思う（6枚）

2009年8月5日

沖縄語研究家 船津好明

沖縄語を例に研究結果を提示します。他のしまくとぅばも同じです。

1、沖縄語は独立言語。

独立とは、他の言語と関係がないという意味ではなく、他の言語に従属しない、他の言語に従属させない、という意味です。沖縄語に上位言語はなく、沖縄語は下位言語を持ちません。沖縄語に“日本語の訛り”という概念はありません。

日本語の言語学者は、各地の伝統言語（アイヌ語は別）を調査研究し、日本語の方言と位置づけ、分類し、階層化して系統図を作りました。方言でない日本語を標準語などと呼び、それは言語学者が用いる日本語でした。この位置づけは、標準語と方言の関係を主従、優劣、正邪の意識に導き、方言の追放に寄与しました。時代を背景に、方言を矯正して標準語を普及させることが全国的に行われましたが、沖縄においては程度を遥かに超えたものでした。

沖縄語が独立言語であるということと、沖縄語が日本語の方言であるということは、論争の問題ではなく、考え方の問題です。

言語学者の研究結果がどうであっても、沖縄語の話者は、沖縄語を家族などから耳を通して覚えたもので、彼らにとって沖縄語は固有の言語です。遠い昔から人々は、文字を知る知らないに関係なく、音声だけで互いの意思疎通が何の支障もなくできていました。彼らには、自分の言葉が日本語の方言などという意識は全くなかった筈です。全くの独立言語でした。

県条例が「しまくとぅば」といい、方言という文字を用いなかったことは、よかったと思いますが、世間にはなお「しまくとぅばは方言である」といって、沖縄語の独立性を否定する意識が濃厚に残っているのは残念なことです。

過去においては、生活言語を二つ持つことは許されませんでした。現代は二つ以上持つことは世界の趨勢であるし、より高い言語素養であると考えられています。沖縄語が生活語として復活し、標準語（共通語）と共存してよく使い分けることこそ、県条例の趣旨に沿う発展であると考えます。

2、沖縄語は沖縄語。

「沖縄語は沖縄語」という言い方は、「沖縄語は日本語」という言い方を否定する意味を持ちます。「沖縄語は日本語」では、沖縄語は日本語の下位言語となり、独立言語ではなくなります。

琉球王国時代あるいはそれ以前、人々は沖縄語を話し、沖縄語で考え、全てのことを沖縄語で表現していました。人々は日本語を知りませんでした。

沖縄県になって、日本語の使用が義務となりました。言葉は時代と共に発展するものですが、沖縄語は発展を止め、衰退していきました。

琉球王国が薩摩に侵されず、日本や中国に属さずにいたとすれば、人々の言葉は沖縄語であった筈です。そして時代の進展と国際交流によって、沖縄語に新語が生まれ、外国から言葉が入って沖縄語になり、また、沖縄語は外国に出て余所の国の外来語となって、沖縄語自身が進歩発展した筈です。しかし、1879（明治12）年、沖縄県となって沖縄語の運命は変わりました。

「沖縄語は沖縄語」というのは、考え、表現することが全て沖縄語による、ということを端的に言い表したものです。沖縄語は独立言語だから当然です。しかし残念なことに、現在の多くの人々は、「沖縄語は日本語」と思い、沖縄語を日本語で考え、判断しています。このことは歴史の流れから、現実にはやむを得ないことですが、沖縄語普及の指導者は本末をよく考えるべきです。

以前から根強くある「沖縄語は日本語」という考え方では、沖縄語は日本語の中に埋没し、生きた沖縄語は消滅します。「沖縄語は沖縄語」という考え方こそが、県条例の趣旨にそぐうもので、これなくして次世代への継承はできません。

「沖縄語は沖縄語」という考え方が広がれば、沖縄の人々の母語は二つになります。これを目標に、沖縄を高度な二言語社会に導くことが、県条例の趣旨であると考えます。

3、教育は生きた沖縄語を主に、沖縄語学は従に。

沖縄語を教えることと、沖縄語学を教えることは違います。学校などでは沖縄語学ではなく、沖縄語そのものを教えるべきです。沖縄語によって思うことを口に出せるようにすること、即ち生きた沖縄語を教えることが県条例の趣旨に適うものです。教育では日本語との分別をよくし、沖縄語の特徴を教えることが言語素養の向上につながります。

沖縄語学というのは、単語の語源、地域による違い、文法などを日本語で研究する学問です。この分野は学者によって以前から盛んに行われています。県条例は沖縄語学の振興のために設けられたものではありません。生きた沖縄語を次世代につなげるためです。教育においては、沖縄語学は主でなく従であるべきです。

教師（教える人）は沖縄語を話せる人とし、上手下手は重要ではありません。教師の沖縄語で、教師の口からなるべく多くの沖縄語が出るのが重要です。学習者の理解の

状況に応じて日本語で補っても構いません。

教師は、招請に応じてどこの地域にも赴き、沖縄語の教育に当たることとします。

教育のためには、教師の養成、研修、教育方法の反省、改善が常に必要です。

4、教育の重点対象。

県条例の要点は沖縄語の「次世代への継承」にありますから、教育の重点対象は当然子供になります。そのためには教える側が沖縄語を理解し、教える側の層が厚くなければなりません。結局、年齢を問わず沖縄語への理解を深めることが、次世代への継承を容易にすることになります。

次世代への継承は、幼少時に家庭内で家族との対話を通じて自然になされるのが本来です。こうして覚える言葉が母語です。これに学習負担はありません。しかし、現在はそういう環境が失われているので、家庭外での教育で補うものです。沖縄語の次世代への継承の成否は、幼少時の沖縄語教育の成否にあるといっても過言ではありません。

幼少時に沖縄語を教えると、日本語を覚えるのに差し障るのではないか、という心配は無用です。例えば、紙芝居を見せ、語り手の巧みな口調や所作を目の当たりにして、幼児や小学生が我を忘れて見入り聞き入っている情景を思い浮かべてみて下さい。彼らには沖縄語を教わっているという感覚はなく、沖縄語を自然に吸収しているのです。教える側は教える意識でも、教わる側に教わっているという意識を持たせないような仕方が大切です。

欧米で普通に見られる複数母語（住んでいる国の言葉と出身国または民族の言葉など）は、家庭や同民族の中で自然に育まれるもので、学習意識はありません。

5、教本・教材のあり方。

（言語）文は沖縄語とし、生活語として使える言葉や言い回しを中心に編集します。説明の言葉も沖縄語とします。日本語は翻訳文に限ります。翻訳文を載せるか載せないかは作成者の判断とします。沖縄語文については、音声を用意すると効果が上がります。

（媒体）教本だけでなく、紙芝居、DVD、CDなど変化に富んだ教材を用意し、年齢層や場面に応じた使い分けによって効果を期待します。また、沖縄語による童謡（わらべうた）も、一度覚えれば忘れるものではなく、音楽による沖縄語教育も有望な手段です。特に幼児や小学生には、文字の読み書きよりも視聴覚媒体による方が、学習負担が少なく、身につけ易いと思います。

（教え方）年齢層ごとに変えることが望ましく、低年齢ほど平易な内容とし、かつ、重視します。とりわけ幼児に対しては、最初は文字への依存を出来るだけ減らし、なるべく教師の声や表情、所作などを通して覚えさせ、幼児の口から自然に沖縄語が出るようになることが大切です。強要は禁物です。この方法により幼児の学習負担はほとんどなくなり、沖縄語の自然習得（ネイティブに近い）ができます。

(作成者) 高校以下の学校に対しては沖縄語の普及関係者や識者が中心となって作成します。県条例は「しまくとぅば」の復活にありますから、作成者は地域(しま)ごとの言葉の類似と差異の程度をよく見極め、教材採用の地域範囲に無理がないよう配慮します。

県が特定の地域(しま)の言葉によってモデル的教材を作り、他の地域がそれを応用して各自のものを作るという発想は、県条例の趣旨にそぐいません。

大学や社会での沖縄語教育は、沖縄語を話せる識者等が、教材を作成または選択し、積極的に行なうこととします。

(採用) その地域向けの教材があればそれを用いますが、それがなく、余所で作った教材を用いるかどうかは、その地域の自主的判断によります。

(校正) 文字媒体の場合、十分な校正で誤りの皆無を期します。拙い校正で迷惑するのは児童・生徒等です。万一誤りを発見したときは、放置せず、正誤を明示します。

(初期の取り組み) 初めから大々的に構えるのではなく、準備が整った地域から試験的感覚で実施するのがよいと思います。そうしながら児童・生徒等の学習負担と学力への影響を観察・評価し、改善を重ねていくのがよいと思います。

(役所の積極的支援) 地域の役所は沖縄語の普及活動を支援する必要があります。沖縄語の普及関係者や識者は地域活動を重視し、教育実践について地域の役所と連絡を密にすると共に、役所は教本に限らず、幼児や小学生が楽しめるような具体的な教材、例えば沖縄語の紙芝居を、なるべくその地域にちなんだ内容にして地域に備えるなど、そのような要請に進んで対応し支援することによって、次世代への継承効果を高められると思います。

6、教育のための書法。

(1) 書法の選択

教育用の書法は児童・生徒の学力に影響します。現在の書法は書き手ごとに異なり、その不統一は最たる状況です。沖縄語の普及関係者は、種々の表記法を比較して児童・生徒の学習負担や学力への影響を考慮し、各書法のよい点を拾い、悪い点を捨てるようにすれば、よりよい書法に収束していく筈です。こういう経過を経ないで、役所が急いで一つの書法に決めてしまうのは危険であると思います。

(2) 日本語の書法との整合性

教育用の書法は、日本語(国語)の書法との整合性に配慮して、沖縄語の特徴を活かした書法とすべきです。沖縄語の書法が日本語の書法と不整合では、児童・生徒が混乱して日本語の誤りを誘発し、学力の低下を招きます。日本語の書法と整合させることによって学習負担が軽くなり、児童・生徒の沖縄語に対する理解が容易になり、学力の向上につながると思います。現在、日本語の書法と不整合の沖縄語表記の指導書が出回っているのは、

残念なことです。

(3) 現代仮名遣い

教育用の書法は、現代仮名遣いによるべきです。沖縄語は現在、旧仮名遣い、あるいは歴史的仮名遣いなど、ほとんどが難読書法で書かれています。

現代仮名遣いは言文一致指向です。日本語の書法は現代仮名遣いでほぼ言文一致であり、人々はこれに慣れきっています。沖縄語を現代仮名遣いにしないと、学習負担が増え、学力の低下を招きます。沖縄語の現代仮名遣いは、日本語の現代仮名遣いとよく整合します。

旧仮名遣いまたは歴史的仮名遣いは、歴史的検討において用いられるべきです。

(4) 仮名文字

沖縄語の音は、日本語にもある音と、日本語にはない音に分けられます。日本語にもある沖縄語の音は日本語の文字を使います。拗音・促音の書き方も日本語と同じです。日本語は学校で国語として教わるので、これと書き方を同じにするのは既存知識の活用になり、学習負担は軽減します。沖縄語で日本語の文字を使うからといって、沖縄語が日本語の下にあるという考えは当たりません。

日本語にない沖縄語の音を表す日本語の文字はありません。沖縄語は独立言語ですから、日本語の文字とは別の沖縄語固有の文字があって当然で、そのような文字は既に研究と使用実験を経て提唱され、使用が広がりつつあります。

日本語にない沖縄語の音を書くために、二字三字からなる文字列を作って沖縄語の一音を定義した例が見られますが、この方式は学習者には向かないことが実践によって確かめられています。向かない理由は、言文一致の日本語教育を受けている学習者に言文不一致の読み方を強いるため、読めないか、読んでも誤読することです。この表記法を教育に用いると、日本語の誤りを誘発し、児童・生徒の学力低下を招く恐れがあります。

沖縄語のための固有の文字を覚える学習負担は、小学生が仮名を覚えるのと同様、僅かです。英語の読み書きをするのに abc を覚えるのが面倒だという人がいるのでしょうか。

沖縄語の表記に日本語の仮名と幾つかの固有の文字を用いることは、ドイツ語やフランス語などが共通のアルファベットと幾つかの固有の文字を用いていることと同じです。

(5) 漢字

沖縄語文に漢字を用いることは、日本語を知っている者にとって解り易いですが、漢字を使うかどうかは選択です。

個々の漢字には意味があります。特に分別を要するのは“漢字の意味や読み音を沖縄語として理解する”ことです。

漢字は中国語文の中では中国語で読まれ、中国語として理解されます。日本語文の中では日本語で読まれ、日本語として理解されます。沖縄語は独立言語ですから、沖縄語文の中の漢字は沖縄語で読まれ、沖縄語として理解されなければなりません。しかし、現状の多くは日本語として理解されるよう書かれています。この点は大きな問題です。

沖縄語を日本語で理解するのは翻訳であって、翻訳は沖縄語の表記とは別のことです。日本語への翻訳を兼ねた漢字の使用は、沖縄語文の中の漢字の意味を日本語で考える、即ち沖縄語を日本語の下で考えるもので、そのような指導書が出回っているのは残念です。

沖縄語文に用いる漢字は、日本語（古語を含む）などと読み音が関係していること、および意味に共通点があること、この二つを原則とします。意味よりも音を優先します。これで学習負担が軽くなります。具体例を次号「沖縄語教育研究2」に示します。この原則外で普遍的に使われている漢字は沖縄語の汎用漢字とします。全ての漢字にルビを振りません。適切な漢字がないときは仮名で済ませます。

送り仮名は現代仮名遣いに従い、日本語での送り方に整合させます。そうしないと児童・生徒が混乱します。独立言語としての沖縄語の漢字の使い方や仮名の送り方について、日本語の書法に整合させた書法が既に提唱され、使用されつつあります。

（以上）

照会先

〒1870002 東京都小平市花小金井 2-6-1

船津好明

Tel/Fax 042-467-1273

Email funatsu@mfv.biglobe.ne.jp